

● (新旧対照表)

○大崎市道路占用料条例の一部改正(第3条関係)

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
道 路 法第3 2条第 1項第 1号に 掲 げ る 工 作物	第1種電柱	1本につ	480	道 路	第1種電柱	1本につ	420
	第2種電柱	き1年	730	法第3	第2種電柱	き1年	650
	第3種電柱		990	2条第	第3種電柱		880
	第1種電話柱		430	1項第	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		680	1号に	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		940	掲 げ	第3種電話柱		830
	その他の柱類		43	る 工	その他の柱類		38
	共架電線その他上	長さ1メ	4	作物	共架電線その他上	長さ1メ	4
	空に設ける線類	ートルに			空に設ける線類	ートルに	
	地下に設ける電線	つき1年	3		地下に設ける電線	つき1年	2
	その他の線類				その他の線類		
	路上に設ける変圧	1個につ	420		路上に設ける変圧	1個につ	370
	器	き1年			器	き1年	
	地下に設ける変圧	占用面積	260		地下に設ける変圧	占用面積	230
	器	1平方メ			器	1平方メ	
		ートルに				ートルに	
		つき1年				つき1年	
	変圧塔その他これ	1個につ	850		変圧塔その他これ	1個につ	760
	に類するもの及び	き1年			に類するもの及び	き1年	
公衆電話所		360		公衆電話所		320	
郵便差出箱及び信				郵便差出箱及び信			
書便差出箱				書便差出箱			
広告塔	表示面積	870		広告塔	表示面積	960	
	1平方メ				1平方メ		
	ートルに				ートルに		
	つき1年				つき1年		
その他のもの	占用面積	850		その他のもの	占用面積	760	
	1平方メ				1平方メ		
	ートルに				ートルに		
	つき1年				つき1年		
道 路	外径が0.07メート	長さ1メ	18	道 路	外径が0.07メート	長さ1メ	16
法第3	ル未満のもの	ートルに		法第3	ル未満のもの	ートルに	
2条第	外径が0.07メート	つき1年	26	2条第	外径が0.07メート	つき1年	23
1項第	ル以上0.1メート			1項第	ル以上0.1メート		
2号に	ル未満のもの		38	2号に	ル未満のもの		34
掲 げ	外径が0.1メート			掲 げ	外径が0.1メート		
る 物	ル以上0.15メート		51	る 物	ル以上0.15メート		45
件	ル未満のもの			件	ル未満のもの		
	外径が0.15メート		77		外径が0.15メート		68
	ル以上0.2メート				ル以上0.2メート		
	ル未満のもの		100		ル未満のもの		91
	外径が0.2メート				外径が0.2メート		
	ル以上0.3メート		180		ル以上0.3メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.3メート				外径が0.3メート		
	ル以上0.4メート				ル以上0.4メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.4メート				外径が0.4メート		
	ル以上0.7メート				ル以上0.7メート		

	ル未満のもの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260	
	外径が1メートル以上のもの		510	
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	850
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
	地下階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		430	
	地下に設ける通路		260	
	その他のもの		850	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日		9
	その他のもの	1平方メートルにつき1月		87
道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識	1本につき1年		680
掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
幕(道路法施行令第7条第4号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		9
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき		87

	ル未満のもの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
	外径が1メートル以上のもの			450
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	760
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	地下階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		480	
	地下に設ける通路		290	
	その他のもの		760	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日		10
	その他のもの	1平方メートルにつき1月		96
道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識	1本につき1年		610
掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
幕(道路法施行令第7条第4号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		10
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき		96

	掲げる工 事用施 設であ るもの を除く。)		つき1月						
	ア	車道を横断 するもの	1基につ き1月	870					
	チ	その他のもの		430					
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年		850					
道路法施行令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び 同条第5号に掲げる工 事用材料		占用面積 1平方メ ートルに つき1月		87					
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設				85					
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に設 けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.01 4を乗じ て得た 額					
	上空に設けるもの			Aに0.01 7を乗じ て得た 額					
	地 下 (ト ン ネ ル の 上 の 地 下 を 除 く。) に 設 け る もの	階数が1の もの		Aに0.00 4を乗じ て得た 額					
		階数が2の もの		Aに0.00 6を乗じ て得た 額					
		階数が3以 上のもの		Aに0.00 7を乗じ て得た 額					
その他のもの				Aに0.02 5を乗じ て得た 額					
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る	建築物			Aに0.01 9を乗じ て得た 額					
	その他のもの			Aに0.01 4を乗じ て得た					
	掲げる工 事用施 設であ るもの を除く。)		つき1月						
	ア	車道を横断 するもの	1基につ き1月	960					
	チ	その他のもの		480					
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年		760					
道路法施行令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び 同条第5号に掲げる工 事用材料		占用面積 1平方メ ートルに つき1月		96					
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設				76					
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に設 けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.01 9を乗じ て得た 額					
	上空に設けるもの			Aに0.02 3を乗じ て得た 額					
	地 下 (ト ン ネ ル の 上 の 地 下 を 除 く。) に 設 け る もの	階数が1の もの		Aに0.00 5を乗じ て得た 額					
		階数が2の もの		Aに0.00 8を乗じ て得た 額					
		階数が3以 上のもの		Aに0.01 を乗じ て得た 額					
その他のもの				Aに0.03 3を乗じ て得た 額					
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る	建築物			Aに0.01 9を乗じ て得た 額					
	その他のもの			Aに0.01 3を乗じ て得た					

施設		額	施設		額
道路法施行令第7条	建築物	Aに0.02 2を乗じて得た額	道路法施行令第7条	建築物	Aに0.02 3を乗じて得た額
第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.01 4を乗じて得た額	第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.01 3を乗じて得た額
道路法施行令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01 9を乗じて得た額	道路法施行令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01 9を乗じて得た額
第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの その他のもの	Aに0.02 2を乗じて得た額 Aに0.03 1を乗じて得た額	第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの その他のもの	Aに0.02 3を乗じて得た額 Aに0.03 3を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.02 5を乗じて得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.03 3を乗じて得た額
道路法施行令第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.01 9を乗じて得た額 Aに0.02 2を乗じて得た額 Aに0.03 1を乗じて得た額	道路法施行令第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.01 9を乗じて得た額 Aに0.02 3を乗じて得た額 Aに0.03 3を乗じて得た額
備考	略		備考	略	